平成２２年（フ）第６８８６号
大阪府茨木市山手台４丁目３番100号
債務者　川口　　香
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９４４号
大阪市北区長柄西１丁目１番37号
債務者　田中　哲生
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９５５号
大阪市東住吉区矢田２丁目24番14―403号
債務者　曽根　悟志
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９７７号
大阪市生野区新今里１丁目11番19―305号
債務者　加藤　征子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０１８号
大阪府豊中市長興寺北１丁目５番46―302号
債務者　光吉　由江
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０３３号
大阪市都島区都島中通１丁目４番12号　東洋プラザ都島中通101号
債務者　森田　妙子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０３５号
大阪府東大阪市横小路町５丁目１番５号
コーポ須川１Ｆ108
債務者　徳常　幸彦
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０４４号
大阪市平野区喜連２丁目１番17号　光コーポⅡ505号
債務者　長島嘉代子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０４５号
大阪市中央区高津３丁目３番14―407号
債務者　長島　健太
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０４６号
大阪府東大阪市花園西町１丁目９番16号
債務者　川島有美子（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１８４４号
埼玉県川口市東領家１丁目11番５号　坂井マンション２・103号、旧住所埼玉県川口市東領家１丁目11番５号　坂井マンション２・201号
債務者　山田　幸恵
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６５５号
埼玉県朝霞市本町２丁目３番33―908号
債務者　藤田　瑞恵
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６６１号
埼玉県朝霞市本町２丁目３番33―908号
債務者　藤田　和士
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０９５号
埼玉県蕨市塚越３丁目28番１号　ペアパーク21―105号
債務者　早乙女攻平
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２０７号
埼玉県川口市柳崎５丁目７番16号　パークサイド柳崎103号
債務者　廣木雄一郎
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２２７号
さいたま市南区鹿手袋５丁目１番18号110
債務者　成川久美子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２４７号
埼玉県和光市広沢１番21号108
債務者　齋藤　直子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係